徳島市健康づくり計画及び自殺対策計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)及び自殺対策基本法(平成18年 法律第85号)の規定に基づき、徳島市の健康づくり計画及び自殺対策計画を策定 するための庁内組織として、徳島市健康づくり計画及び自殺対策計画策定委員会(以 下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 徳島市健康づくり計画及び自殺対策計画策定に関すること。
 - (2) 計画の進行管理及びその他健康づくり、自殺対策の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、健康福祉部副部長をもって充てる。
- 4 委員は、別に掲げる部等の副部長級をもって充てる。

(会長及び副会長)

- 第4条 会長は、委員会を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康福祉部健康長寿課内において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別掲(第3条関係)

徳島市健康づくり計画及び自殺対策計画策定委員会

企画政策部、総務部、財政部、市民文化部、環境部、子ども未来部、経済部、都市 建設部、危機管理局、会計管理者、消防局、教育委員会、上下水道局、交通局、病 院局

徳島市健康づくり計画及び自殺対策計画策定委員会名簿

| | 所属・職名 | 氏名 |
|-----|-------------------------------|--------|
| 1 | 健康福祉部長 (会長) | 竹原 義典 |
| 2 | 健康福祉部副部長兼健康福祉政策課長(副会長) | 八幡 建志 |
| 3 | 健康福祉部副部長兼福祉事務所長兼生活福祉第一課長(副会長) | 大久保 達人 |
| 4 | 企画政策部副部長 | 上田 誠吾 |
| 5 | 総務部副部長兼コンプライアンス推進室長 | 森口 泰治 |
| 6 | 総務部副部長兼総務課長 | 青木 啓二 |
| 7 | 財政部副部長兼財政課長 | 青木 英樹 |
| 8 | 税務事務所長兼市民税課長 | 服部 弘典 |
| 9 | 市民文化部副部長兼人権推進課長 | 田村 茂生 |
| 1 0 | 環境部副部長兼環境政策課長 | 吉田 高志 |
| 1 1 | 子ども未来部副部長兼子ども政策課長 | 三好 一文 |
| 1 2 | 経済部副部長兼経済政策課長 | 勝浦 里美 |
| 1 3 | 経済部副部長兼農林水産課長 | 谷口 出穂 |
| 1 4 | 都市建設部副部長兼都市建設政策課長 | 久米 健仁 |
| 1 5 | 都市建設部副部長兼河川水路課長 | 粟飯原 史朗 |
| 1 6 | 危機管理局次長兼防災対策課長 (消防局併任) | 吉田 浩章 |
| 1 7 | 会計管理者兼会計課長 | 建島 美穂 |
| 1 8 | 消防局次長 | 柳澤 延昭 |
| 1 9 | 消防局次長兼東消防署長 | 松本 弘之 |
| 2 0 | 上下水道局次長 | 森憲二 |
| 2 1 | 交通局次長兼総務課長(経済部付参事併任) | 日下 正和 |
| 2 2 | 病院局次長兼市民病院事務部事務長 | 高島 浩規 |
| 2 3 | 教育次長 | 田村 康治 |
| 2 4 | 教育次長 | 伊東 晶之 |